

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成30年9月10日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市北区上賀茂烏帽子ケ垣内町、上賀茂蟬ケ垣内町、上賀茂畔勝町、上賀茂榊田町、上賀茂池端町、上賀茂西後藤町、上賀茂六段田町、上賀茂津ノ国町、上賀茂本山、上賀茂藪田町、上賀茂中ノ河原町、大宮東総門口町、西賀茂北鎮守菴町、西賀茂北今原町、西賀茂南今原町、西賀茂川上町、西賀茂上庄田町、西賀茂大栗町及び大北山原谷乾町の各一部

京都市左京区北白川東伊織町、上高野上畑町、上高野大橋町、上高野石田町、修学院月輪寺町、修学院宮ノ脇町、一乗寺宮ノ東町、一乗寺才形町、一乗寺中ノ田町、松ヶ崎雲路町、静市市原町、八瀬秋元町、岩倉西河原町、岩倉南河原町、岩倉花園町、岩倉長谷町、岩倉幡枝町、岩倉東宮田町、岩倉西宮田町及び岩倉三笠町の各一部

京都市山科区西野野色町、東野門口町、日ノ岡ホッパラ町、御陵岡町、小山北溝町、小山谷田町、大宅辻脇町、柳辻封シ川町、柳辻池尻町、勸修寺西北出町、勸修寺平田町、西野山射庭ノ上町及び西野山百々町の各一部

京都市南区東九条上御霊町、吉祥院新田式ノ段町、吉祥院稲葉町、吉祥院東砂ノ町、吉祥院石原西町、吉祥院石原開町、吉祥院嶋高町、吉祥院嶋笠井町、上鳥羽火打形町、上鳥羽山ノ本町、上鳥羽川端町、久世中久世町四丁目、久世殿城町、久世大藪町及び久世築山町の各一部

京都市右京区太秦井戸ケ尻町、太秦門田町、太秦八反田町、太秦馬塚町、太秦中筋町、西院西溝崎町、梅津萩原町、梅津中倉町、嵯峨広沢南下馬野町、嵯峨広沢南野町、嵯峨広沢西裏町、嵯峨広沢御所ノ内町、嵯峨釈迦堂門前瀬戸川町、北嵯峨名古曾町、嵯峨天

龍寺椎野町，御室岡ノ裾町，鳴滝本町，梅ヶ畑畑町及び梅ヶ畑清水町の各一部

京都市西京区桂畑ヶ田町，桂上野中町，桂北滝川町，川島玉頭町，川島野田町，下津林楠町，檜原久保町，檜原杉原町，檜原上池田町，檜原分田，松室北河原町，松尾大利町及び大枝中山町の各一部

京都市伏見区小栗栖中山田町，小栗栖牛ヶ淵町，日野馬場出町，日野野色町，石田森南町，深草大亀谷万帖敷町，深草大亀谷古御香町，深草大亀谷六躰町，深草関屋敷町，深草大亀谷東久宝寺町，深草坊町，竹田向代町，竹田流池町，竹田西桶ノ井町，竹田東小屋ノ内町，竹田田中宮町，竹田北三ツ杭町，横大路菅本，横大路一本木，横大路下三栖宮ノ後，横大路下三栖里ノ内，納所北城堀，納所星柳，久我本町，久我御旅町，久我西出町，羽束師菱川町，羽束師鴨川町，淀樋爪町及び淀生津町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 縦覧期間

平成30年9月10日から同月26日まで（ただし，土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし，正午から午後1時までは除く。）

5 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は，住所，氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を，上記縦覧期間満了の日までに（必着。ただし，郵送による場合は，期間満了の日までの消印のあるものは有効），京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地，京都市都市計画局都市企画部都市計画課），ファックス（075-222-3472）若しくは電子メール（tokeika@city.kyoto.lg.jp）により提出してください。

6 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

（都市計画局都市企画部都市計画課）